

## 「保護預り約款」の一部変更について

平成19年1月4日より、「保護預り約款」の一部を次のとおり変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

### 〔変更の内容〕

社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）に基づき、平成19年1月4日を目途に、投資信託受益権を電子化（ペーパーレス化）する投資信託振替制度（以下「振替制度」という。）が開始されることとなっております。

それに伴い、現在、既発行の投資信託受益権についても社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（以下「特例投資信託受益権」という。）をお持ちのお客様は、その特例投資信託受益権を社振法に基づく振替制度へ移行するために、諸々の申請手続き等を振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対して行わなければならないこととされております。

今般の変更は、お客様から当社にお預けいただいている投資信託受益権が、特例投資信託受益権として振替制度へ移行することとなった場合に係る諸手続き等について、お客様に代わり当社が対応することにご同意をいただくために、新たな条項を追加するものです。

### 〔変更する条項〕

約款第26条を第27条とし、第26条として新たに次の条項を追加します。

（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

<p>第26条 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託業者が代理して行うこと</li><li>2 前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること</li><li>3 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと</li><li>4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</li><li>5 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</li></ol>
---

次ページの事項も併せてご確認くださいませようよろしくお願ひ申し上げます。

## 投資信託振替制度について

### 1. 特例投資信託受益権の投資信託振替制度への移行

平成 19 年 1 月 4 日を目途に、投資信託振替制度が開始されますが、株式会社証券保管振替機構の定めにより、特例投資信託受益権については、原則として当該振替制度実施日に一斉に移行することとしております。

なお、投資信託振替制度実施日に一斉に移行することに同意しなかった場合又は受益証券をお持ちであった場合等で、平成 19 年 1 月 4 日を過ぎて特例投資信託受益権を当該振替制度に移行する場合は、個別に移行することとなりますが、所要の手続きが必要となり、時間を要することとなるのでご注意ください。

また、社振法施行日以降 5 年を経過する日（平成 20 年 1 月 5 日）を越えて特例投資信託受益権を当該振替制度に移行する場合及び受益証券を社振法施行日以降 5 年を経過する日までに当該振替制度に移行しない場合は、税制優遇措置の適用を受けることができなくなるのでご注意ください。

当該振替制度への移行後に発行される投資信託受益権の多くは、社振法に基づき発行されることとなり、受益証券が発行されないことが想定されます。

### 2. 投資信託振替制度における取扱対象投資信託受益権（当該振替制度への移行の対象となる特例投資信託受益権）

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に規定する投資信託（原則として、契約型の委託者指図型）の受益権であり、受入終了日までに設定され、設定後に社振法の適用を受ける旨の投資信託約款の変更が行われたもののうち、振替受入簿に記載又は記録されたものとなります。

なお、投信法上の外国投資信託は、当面、取扱対象には該当しないのでご注意ください。

### 3. 投資信託振替制度への移行前における受益証券の引出し制限

当該振替制度への移行にご同意いただいた特例投資信託受益権については、移行前の一定期間は、受益証券の引出しを行うことが出来なくなりますのであらかじめご了承ください。なお、換金は通常通り行うことができます。

### 4. 異議のお申し立てについて

お客様がこの約款の変更について異議のお申し立てを行った場合であっても、当該振替制度への移行に係る投資信託約款の変更手続き（ ）において、特例投資信託受益権に係る受益者の過半数（受益権口数ベース）の異議がない場合には、当該特例投資信託受益権は、原則として、全て当該振替制度に移行することとなりますのでご注意ください。

なお、当該特例投資信託受益権については、当該振替制度が実施されるまでの間、当社において引き続き保護預りいたします。

投資信託委託業者は、特例投資信託受益権について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の投資信託約款の変更手続きを行います。

### 5. 投資信託受益権の振替口座簿による管理

投資信託受益権の電子化に伴い、お客様の受益証券を「保護預り」によりお預りする従来の方式から、当社が口座管理機関となって「振替口座簿」により管理する方式に変わります。当該方式の変更に係るお客様からの特段のお手続きは不要です。